

(平成25年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から55年3月まで
② 昭和56年7月から同年9月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和53年*月に、市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、自宅に来ていた集金人に私が結婚するまでの国民年金保険料を納付していたはずである。

年金手帳については、結婚した際に母親から渡されたことを^{おぼ}えている。

結婚後の国民年金保険料については、夫婦二人分の保険料を私の夫名義の口座から口座振替により納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の特殊台帳によると、昭和56年度の適用欄に、当該期間のものと推認される過年度納付書が発行されたことをうかがわせる記載が確認でき、同台帳から、同納付書発行当時、結婚後の新住所への住所変更が適切になされていたことから、同納付書が申立人の居住地に届いていたことが見込まれ、3か月と短期間である当該期間の保険料を当該納付書により過年度納付したと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、その母親が、昭和53年*月に市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が結婚するまでの国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に納付していたはずであると主張して

いるが、申立人は、国民年金の加入手続及び結婚前の当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い当該期間の保険料を納付していたとするその母親からは、証言を得ることができないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和56年2月頃と推認でき、申立人の主張する加入手続時期と一致しない上、同年同月の時点において、申立期間①のうち、53年10月から同年12月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人の主張どおり当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月から58年3月まで
② 昭和58年6月及び同年7月

私は、昭和53年3月頃に、私の父親から国民年金の加入を勧められたことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、私が結婚するまでは自宅に来ていた集金人に、結婚後は夫婦二人分の保険料を私名義の口座から口座振替により納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和53年3月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚するまでの国民年金保険料は自宅に来ていた集金人に、結婚後は夫婦二人分の保険料を口座振替により納付していたと主張しているところ、申立人が当該期間当時、居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が納付方法を集金人から口座振替に変更した時期は、62年11月からであることが確認でき、納付方法がその主張とは一致しないものの、申立人が当該期間当時、居住していた区の国民年金保険料収納一覧表には、申立人の当該期間前後の期間の保険料は集金人による納付を行っていることが確認でき、結婚後の56年10月から口座振替による納付をはじめ62年10月までの集金人による納付の間、申立期間以外は未納なく納付していることから、途中の2か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 53 年 3 月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚するまでの国民年金保険料は自宅に来ていた集金人に、結婚後は夫婦二人分の保険料を口座振替により納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、58 年 5 月頃と推認でき、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、推認される申立人の加入手続時点において、i) 昭和 53 年 3 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができないこと、ii) 同年 4 月から 58 年 3 月までの保険料は過年度納付により納付することができるものの、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしていることから、申立期間①の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 7051 (事案 2682、3865 及び 6759 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 59 年 9 月までの期間、60 年 1 月から平成 2 年 12 月までの期間、3 年 5 月から同年 11 月までの期間、4 年 2 月から 5 年 11 月までの期間及び 6 年 1 月から 15 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 59 年 9 月まで
② 昭和 60 年 1 月から平成 2 年 12 月まで
③ 平成 3 年 5 月から同年 11 月まで
④ 平成 4 年 2 月から 5 年 11 月まで
⑤ 平成 6 年 1 月から 15 年 4 月まで

私は、昭和 51 年頃に、当時居住していた区の区役所で昭和 51 年度の国民年金保険料について免除申請を行った。その際、免除制度について、担当者から、「国民年金保険料の申請免除は、一度申請して認められれば、それ以降は手続をしなくても失業したときなどは免除が続きます。」との説明を受けていた。

このため、その後の申請は不要と思い、昭和 51 年度以降の申請手続をしないうでいたところ、同年度から 55 年度までの 5 年間で免除となっていたが、56 年度以降の申立期間の国民年金保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

委員会における最初の決定後、免除期間とされている昭和 54 年度及び 55 年度について、当時の経済状況から同免除が認められるべきでないことを確認できる証拠が見付かった。これにより、行政側において 54 年度及び 55 年度に誤った免除の処理が行われたことが明確であることから、行政側の記録管理は信用できないものとなっている。このため、56 年度以降も引き続き、私の主張どおり申立期間の国民年金保険料の免除が認められるべきである。

今回、新しい事実として、平成 24 年 7 月頃、当時居住していた市の市役

所は、私が4年2月に国民年金の加入手続を行い、届出を受理したことを認めたことが分かった。しかしながら、同手続を行ったにもかかわらず国民年金保険料の納付書が送られてこなかったため、同年同月以降の保険料を納付する機会が奪われてしまったのだから、行政の事務処理について、よく調査・審議してほしい。

また、新たな証拠として、前回の申立ての際提出できなかった同市役所の職員から渡された「国民年金免除申請書」の用紙が見付かった。前回の申立てにおける口頭意見陳述の際、第三者委員会の委員からも、「同用紙が見付ければ再申立てできる。」と聞いているので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで3回にわたり第三者委員会へ申立てを行っている。初回の申立てに当たっては、昭和51年度に申請免除の手続を行い、区役所の担当者から、「国民年金保険料の申請免除は、一度申請して認められれば、それ以降は手続をしなくても失業したときなどは免除が続きます。」との説明を受けていたとして、自身の厚生年金保険に加入していない期間について保険料の免除が認められているはずであると主張している。また、2回目及び3回目の申立てに当たっては、54年度及び55年度当時は、自身の経済状況から本来認められるべきでない免除の申請が認められており、行政側の事務処理が適切ではなかったことから、申立期間の保険料の免除は認められるべきであると主張している。

しかし、i)申請免除は、制度上、1回の申請で継続して生涯の免除が認められることはあり得ないこと、ii)2回目の申立てに当たり提出された資料は、日常のことを綴^{つづ}っただけのものであり、申立人の主張を肯定するものとは認められないこと、iii)3回目の申立てに当たり提出された資料も、賃貸していた店舗の家賃の支払いを行っていたことを示すのみであり、同じく申立人の主張を肯定するものとは認められないことなどから、申立人に対し、申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月15日付け、22年6月16日付け及び24年7月4日付けで通知が行われている。

今回再度の申立てに当たって、申立人は、新たな事実として、平成24年7月頃、4年2月に国民年金の加入手続を行ったことを当時居住していた市の市役所が認めたとし、同手続を行ったにもかかわらず国民年金保険料の納付書が送られてこなかったことから、同年同月以降の保険料を納付する機会を奪われたと主張しているが、同市役所からは、「当市が同手続を受理したことを認めた事実はない。」との回答を得ている。

また、新たな証拠として、前回の申立ての際提出できなかった同市役所の職員から渡された「国民年金免除申請書」の用紙が見付かったと述べている

が、申立人から提出された資料は、国民年金保険料の免除申請のための申請用紙であることを示すのみで、申立人の主張を肯定する内容の資料とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、国民年金保険料の納付及び免除の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、保険料の納付及び免除に関する法律の規定又は運用の当否を審議する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月及び同年 7 月

私は、会社を退社した昭和 62 年 6 月に、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、金融機関で納付書により 1 か月当たり 1 万円ぐらいをまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 6 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された 20 歳に到達した国民年金被保険者の被保険者資格記録日等から、平成 8 年 1 月から同年 4 月までの間と推認でき、申立人の主張と一致しない上、その時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は当該期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない上、申立人は、現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶はないと述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。